

医療と介護 両方のサービスを利用している世帯へ

「医療と介護でかかった費用の合計負担額を緩和します」

現在、医療や介護に支払った金額が自己負担限度額を超えたとき、超えた分の額が支給される制度があります。
〔医療では「高額療養費」、介護では「高額介護サービス費」〕

さらに、平成20年4月から、医療保険・介護保険の両方の給付を受けることで、一年間（8月から翌年7月まで）の医療保険上の世帯の自己負担額が基準額を超えた場合、申請して認められ

世帯の年間での自己負担限度額(平成20年4月1日～平成21年7月31日)

※()内は平成21年8月1日から1年間自己負担年度額

所得区分	国民健康保険 (70歳未満含む)	国民健康保険 (70歳～74歳)	後期高齢者 医療制度	被用者保険
現役並み所得者 (上位所得者)	168万円 (126万円)	89万円 (67万円)	89万円 (67万円)	お勤め先にお 問い合わせく ださい。
一般	89万円 (67万円)	75万円 (56万円)	75万円 (56万円)	
低所得者	II 45万円 (67万円)	41万円 (31万円)	41万円 (31万円)	
	I 45万円 (67万円)	25万円 (19万円)	25万円 (19万円)	

ると後から支給される「高額医療・高額介護合算制度」が始まりました。

申請の対象となる国民健康保険被保険者、後期高齢者医療受給者の方には12月ごろお知らせする予定です。

申請・問合せ

市民生活課 年金・医療担当

※被用者保険の方は、お勤め先にお問い合わせください。

社会保険業務の

「市場化テスト」について

10月から社会保険事務所では、国民年金保険料滞納者に対して納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施します。これは民間事業者のノウハウなどにより、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されるものです。主な業務内容は、次のとおりです。

- 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促、免除など申請手続きの督促業務
- 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

※「市場化テスト」の導入に伴い、国民年金推進員が実施していた戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務は廃止します。これまで推進員の訪問で納付している方は、10月以降は口座振替、納付書による納付に切り替えるようお願いいたします。

出張メンタルヘルズ講座

富士・東部保健所では、健康で活力ある職場づくりをサポートするため、皆さんの希望する場所へ出向き、精神科医師による「出張講座」や保健所スタッフによる「こころの健康相談」を行います。

主な例

- ストレスをためないコミュニケーション術
- よりよい睡眠をとるには
- アルコールの上手なつきあい方
- 対象
- 従業員50人未満の小規模事業所
- 商店街や同業者組合などの中小企業組合など
- 申込期間

平成22年2月26日(金)までです。

※受け付けは先着順とします。

費用 無料

問合せ先 地域保健課

☎0555(24)9035



伝言板

富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)

食中毒予防の三原則

夏季は食中毒の危険性が高まります。毎日のちよつとした心掛けで食中毒を防ぐことができます。

①菌を付けない

- 調理前、肉や魚をさわった後、盛り付け時など必ず石けんでこまめに手を洗う。
- 包丁とまな板は肉用、魚用、野菜用など、用途で使い分ける。
- 冷蔵庫内では、ラップなどで食品同士の接触を避け、調理したものを上の棚に置く。

②菌を増やさない

- 生ものや冷凍食品は、最後に買つてなるべく早く冷蔵庫に入れる。
- 食品の冷却、解凍は素早くする。
- 調理後の食品は長く放置せず、早めに食べる。

③菌をやっつける

- 加熱する食品は中心まで十分加熱する。
- 食器、調理器具は熱湯や漂白剤で消毒する。(破損や錆に注意)

問合せ先 衛生課

☎0555(24)9033